

鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和7年8月18日 鏡石町農業委員会第25回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

記

- 1 招集告示 令和7年 8月 6日 (水)
- 2 会 期 令和7年 8月18日 (月) 1日間
- 3 開閉の日時
開 会 令和7年 8月18日 (月) 午後1時25分
閉 会 令和7年 8月18日 (月) 午後2時09分
- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招集委員
農業委員
1番 大塚 光法 君 2番 根本 竜太郎 君
3番 鵜沼 雅子 君 4番 藤島 真理子 君
5番 白 澤 正 君 6番 稲田 貴夫 君
7番 面川 祐吉 君 8番 円谷 一男 君
9番 菊地 榮助 君
農地利用最適化推進委員
8番 込山 信雄 君
- 6 出席委員
農業委員
1番 大塚 光法 君 3番 鵜沼 雅子 君
4番 藤島 真理子 君 5番 白 澤 正 君
6番 稲田 貴夫 君 7番 面川 祐吉 君
8番 円谷 一男 君 9番 菊地 榮助 君
農地利用最適化推進委員
8番 込山 信雄 君
- 7 欠席委員
農業委員
2番 根本 竜太郎 君
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 佐藤 喜伸 会計年度任用職員 稲田 あずさ

9 会議に付した事件

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の決定について

議案第 3 号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

開会 午後 1 時 2 5 分

事務局

定刻より若干早いのですが、ただいまから第 2 5 回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長

皆さんこんにちは。

お盆が過ぎてだいぶ暑い日も落ち着いてきたかなという所ですが、マイコスマイの方は、中々試験栽培が容易ではないとのこと。ただ、局長の実家でやっている所は、普通の稲の栽培と同じくらいの背丈もあり、あまり違いも感じられないくらいになっています。やはり試験栽培の方は時期が少し遅かったのではないかなと考えます。局長の所と約 1 ヶ月弱遅かったとの事です。

今年も羽鳥湖は 2 8 日まで水を流すと連絡が入りました。十分な水の確保が出来るのではないかと考えております。

今日は議案が 3 件と、報告 1 件という事で、皆様にご審議いただきながら進めたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則によりまして、会長が議長を務めることになっております。

以降の議事の進行につきましては会長にお願いいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。

欠席者については、「2 番 根本委員」です。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「1 番 大塚 光法 委員」「3 番 鵜沼 雅子 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>説明に先立ちまして、議案第3号が追加された事を先にご報告させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請内容は2件になります。</p> <p>番号1 豊田地区において田の2筆となっております。10a当たり20万円となっております。申請事由は規模拡大、規模縮小という事となっております。</p> <p>番号2 高久田地区において畑の1筆です。10a当たり685万円となっておりますが、こちら1筆を下の表記のとおり100万円で譲渡という事で、10a当たりはこの金額での計算となっております。申請事由は規模拡大、規模縮小となっております。</p> <p>詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
議長	<p>議案第1号について、説明が終わりました。</p> <p>ここで地元委員より意見を求めます。</p> <p>8番 込山推進委員</p>
込山推進委員	<p>議案第1号 番号1についての現地確認は、8月5日(火)私のほか、白澤委員、事務局2名の計4名で実施しました。</p> <p>現地では申請人の代理人、土地家屋調査士と面会し、譲渡人の農地処分の方針により、譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>引き続き意見を求めます。</p> <p>8番 込山推進委員</p>
込山推進委員	<p>議案第1号 番号2についての現地確認は、8月5日(火)私のほか、白澤委員、事務局2名の計4名で実施しました。</p> <p>現地では申請人の代理人、土地家屋調査士と面会し、譲渡人から譲受人が農地を買い入れる内容であることを聞き取り、所有権移転に間違いがないことを確認しました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。</p> <p>発言のある方は挙手願います。</p> <p>3番 鵜沼委員</p>
鵜沼委員	<p>番号2の単価の部分の説明をもう一度お願いします。</p>
事務局	<p>位置図のとおり国道に面した市街化区域の農地となっております。</p> <p>買い取る方の隣の土地であるという事もあり買い入れたとの事です。</p>

事務局 単価ですが、10a当たりで計算しておりますので1筆146㎡を100万円で購入との事なので、10a当たりで直し計算すると685万円になります。市街化区域の農地になりますので、通常の畑より値段は高いというような形でお互いこの金額で合意したものになります。
以上です。

議長 暫時、休議します。

(休議 13時35分)

(開議 13時35分)

議長 他に質問のある方いますか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の決定について、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の決定についてご説明いたします。
議案書と同時に変更案と新旧対照表も同時に送付しておりますので、こちらも参考にいただければと思います。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、目的は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想。
こちらは、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、変更の際は農業委員会へ意見を求めるというものでございますので、今回意見を求めるものとなっております。変更時期は9月を予定しております。
変更理由につきましては、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しは、農業経営基盤強化促進法第5条の規定に基づき県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が令和7年4月に変更されたことに伴い、鏡石町の方でも「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について併せて変更するものです。
続いて、主な変更内容についてご説明いたします。
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標。2 農業構造の変化。
こちらの中で、認定農業者の法的位置付けを新たに記載しております。
3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、目標と施策。
こちらの数値を県の基本方針に合わせ変更しております。

事務局

年間総就労時間の目標を1,900時間から、1,800時間に変更しております。また、1個別経営体当たり年間農業所得の目標を530万円から560万円に変更しております。

続きまして、農業経営基盤の強化の促進に関する展開について、新たに(6)、(7)、(8)、(9)の内容を追記しております。

人材育成の方針及び新しい新技術に関する関係等の項目を記載しております。

続いて、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保目標を340人から400人に目標を変更しております。

第2 農業経営の規模、生産方法、経営管理の方法、農業従事の熊様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標という形で

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の熊様に関する指標という事で、文章表現等含めて、生産方法、経営管理の方法、農業従事の関係で、表記のとおり変更しております。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 (2)の文章内に、農業短期大学や農業高校との連携による経営管理や技術習得等研修制度の充実について追記しております。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項。こちら内容等の文章及び現状に合わせた形という事で、記載内容を変更しております。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項で、「4の利用権設定等促進事業に関する事項」を記載の理由により全文削除しております。

大まかには以上のような変更がございました。

説明は以上となります。

議長

議案第2号について説明が終わりましたので、只今から質疑に入らせていただきます。

発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見がないようですので、議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の決定につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございますので、議案第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見の決定につきましては、承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について、

議 長 　　　　を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　　　議案第3号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画
（案）に対する意見の決定についてご説明いたします。
こちら案件は1件になります。
東鹿島地区において、田の3筆。豊田地区において、田の5筆の合計8筆
となっております。農業経営基盤強化促進法に基づいて、賃貸借の契約をし
ておりましたが、今年度契約切れとなりますことから、新しい制度の農地中
間管理事に基づいて賃貸借の契約を行う内容でございます。
賃借料が10a当たり15,000円という契約でございます。
詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。
以上で説明を終了します。

議 長 　　　　議案第3号について、説明が終わりました。
それでは、質疑に入らせていただきます。
発言のある方は挙手願います。

　　　　　　　（4番 手を挙げる）

議 長 　　　　4番 藤島委員

藤 島 委 員 　　　　中間管理を通すと10a当たり15,000円が妥当なのでしょうか。

事 務 局 　　　　10a当たり15,000円となっておりますが、当初は米0.5俵で契約予定で
ございました。ですが、中間管理機構を経由する場合は、物納ではできない
という形になっておりますので、お互いに金額を協議した結果、15,000円
に落ち着いたこととなっております。ただし、契約後の変更はできるとの事
なので、15,000円で契約後、米1俵もしくは0.5俵に変更する事も可能と
聞いております。なので、今の所15,000円で貸し借りの予定ではございま
すが、契約後は10a当たり0.5俵に変える事も考慮しているとの事です。
以上です。

議 長 　　　　暫時、休議します。

　　　　　　　（休議 13時49分）
　　　　　　　（開議 13時55分）

議 長 　　　　休議前に引き続き、会議を開きます。
その他、質疑・意見等ございませんか。

　　　　　　　（質疑・意見なし）

議 長 　　　　質疑・意見がないようですので、議案第3号 農地中間管理事業の実施に
伴う農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、計画書
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第3号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について、計画に賛成と決定しました。

議長 次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明いたします。
報告する案件は4件でございます。
番号1、番号2において、東町地区の田の1筆。権利の種類は所有権移転、目的は宅地となっております。
番号3 旭町地区において、田の1筆。権利の種類は所有権移転、目的は宅地となっております。
番号4 岡ノ内地区において、畑の1筆。権利の種類は所有権移転、目的は宅地となっております。
詳細な地番、位置図については記載のとおりでございます。
以上で説明を終了します。

議長 暫時、休議します。

(休議 14時02分)

(開議 14時08分)

休議前に引き続き、会議を開きます。
報告第1号について説明が終わりました。
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、報告のとおりこれを承認することに決定しました。
その他の件について、委員のみなさんから御発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

ないようですので、以上をもちまして、
鏡石町農業委員会第25回定例総会を閉会といたします。
閉会 午後 2 時 9 分

この会議録は、農業委員会事務局 会計任用職員 稲田 あずさ が記録した物であるが、
内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 1 番 印

署名委員 3 番 印